

5 アセスメント基準表

住まい	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 <input type="checkbox"/> みなし仮設住宅 <input type="checkbox"/> 災害公営住宅 <input type="checkbox"/> 修繕再建 <input type="checkbox"/> 移住再建 <input type="checkbox"/> 住宅被災無し <input type="checkbox"/> その他()				
世帯構成	<input type="checkbox"/> 複数 <input type="checkbox"/> 単身				
(複数の場合)	<input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)のみ <input type="checkbox"/> ひとり親(18歳未満の子がいる) <input type="checkbox"/> 高齢(65歳以上)の親とその単身の子ども <input type="checkbox"/> 核家族(上記以外の夫婦や親子のみ) <input type="checkbox"/> どれもあてはまらない				
(単身の場合)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢	歳代	
	身体状況	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳			

No.	世帯員の状況	現状			左欄網掛けに該当する人数 ある ない 不明	支援度 判断 1人 複数
		ある	ない	不明		
A 日常生活と心身の健康						
1	福祉・医療等サービス利用、公的機関や親族等による支援・関与がある					
2	日常生活に支障が出るほどのストレスがある					
3	清潔感や身だしなみへの配慮がされている					
4	家の内外の汚れや乱雑さ、異臭がある					
5	アルコール摂取が適切(量・時間・場所)である					
6	気分の落ち込みや疲労感、生活意欲の衰えがある					
7	身体的・精神的な理由により引きこもりや閉じこもりがある					
8	世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある					
9	行政情報の理解や手続ができる					
B 生計の維持						
10	就労収入がある					
11	就労以外の収入(年金、不動産収入、遺産等)がある					
12	生活保護や親族による金銭的支援がある					
13	生活費の不安の訴えがある、または、家計管理ができない					
C 社会的な関わりの維持						
14	近隣住民との関わりがある					
15	1~2週間の間に通い先(勤務先、病院、サロン、趣味活動、デイサービス利用等)がある					
16	買い物や通院等の移動手段がある					
17	1~2週間の間に訪問や交流がある(別世帯の親族、友人・知人)					
18	1~2週間の間に訪問や交流がある(民生委員・ケアマネ・公的機関の支援者等)					
19	生活上の相談事を話せる相手がいる、又は相談先を把握している					
20	困った時に助けてくれる人(別世帯の親族、友人・知人)がいる					
21	困った時に助けてくれる人(民生委員・ケアマネ・公的機関の支援者等)がいる					
22	行政や民生委員等、支援制度活用への不満や拒否感がある					
23	行政や支援者等関係者に対する不信や怒りがある					
24	生活支援相談員訪問時に面会ができる					
D 震災に起因するストレス等						
25	震災で大切な人を亡くした大きな悲しみ、喪失感がある					
26	仮設住宅の集約の予定がある、又は転居先・再建先が未定である					
27	住環境の変化や近隣住民との新たな関係づくりについて、不安やストレスがある					
28	震災で失った住宅や車のローンが残っている					
29	再建した住宅のローン、家賃や共益費等の滞納や支払不安がある					
E 上記以外に生活支援相談員による支援が必要な事項または関係機関との調整により支援が必要な理由等(自由記述)						
30						
総合的な支援度判断(原則:A~Eの各支援度判断で一番高い支援度を記入)*他機関との連携・調整結果に基づき支援度が下がる場合有						

【支援度判断基準】大項目 A~E ごとに、小項目 1~30 の状況から判断するもの

支援度	判断の目安	見守り区分
0	生活支援相談員による関与は必要ない。	対象外
1	生活支援相談員による定期的な関与は不要であるが、引き続き経過の観察は必要である。	不定期
2	生活支援相談員が定期的に関与し、変化があるかどうか気に掛ける必要がある。	通常
3	生活支援相談員が定期的に関与し、他の支援機関と情報共有を行う必要がある。	重点
4	生活支援相談員の観察と他機関のサービス利用・連携により、多機関多職種で関与する必要がある。	

6 アセスメントの視点

東日本大震災被災者生活支援事業 アセスメント基準の視点

平成 30 年 1 月 5 日

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

アセスメント基準の目的

標記事業により配置された生活支援相談員が個別訪問を実施する世帯について、一定の基準をもってその状態像を確認し、支援の必要度を世帯ごとに判断することを目的とした方法のひとつです。これにより、見守り区分の割振りを行います。

また、各項目の内容は、被災者の生活課題の解決や復興に向けた支援において、生活支援相談員が着目すべき点でもあります。

なお、本基準は上記目的に特化し項目数を限定しているため、世帯の状況に応じて具体的な支援方針を検討する場合には、より詳細なアセスメントが必要です。

アセスメント基準の活用方法

次のような例を想定しています。

- ・ 支援必要度の再測定（年 1 回程度／6 月頃）
- ・ 世帯状況の変化による支援必要度の再測定や、支援終了を検討するとき（都度）
よって、フェイスシートとしてのデータ入力や一覧表整理などは不要です。

アセスメント基準の記入者

訪問履歴や他機関との共有等で得た情報を基に、生活支援相談員が各項目に記入します。

アセスメント基準の対象

訪問している“世帯”的状況を確認します。

世帯員が複数いる場合、主な見守りの対象が 1 人だったとしても、世帯として複合的な課題を抱えていたり、世帯員の相互関係に影響されたりしている可能性もあり、生活支援相談員は世帯を丸ごととらえる視点が必要です。

記入方法

(1) 基本情報【住まい】【世帯構成】は、を記入。

- ※ 修繕再建：被災した住宅を修繕し継続して居住している世帯又は震災前に居住していた地区と同じ地区内に新築や中古住宅の購入等により自宅を再建している世帯
- ※ 移住再建：震災前に居住していた地区とは違う地区に新築や中古住宅の購入等により自宅を再建している世帯（他市町村からの転入・移住を含む。）
- ※ 住宅等被災無し：直接的な住宅被災がないが、震災により何らかの影響を受けた世帯
- ※ その他：県の借上げによらず賃貸住宅に入居中の世帯、親族宅に身を寄せている世帯、施設等入所など、住宅の被災があるが、上記に該当しない世帯

※ 民間賃貸住宅に県の借上げによらず入居している世帯のうち、今後自宅新築・購入の検討や災害公営住宅入居を予定せず、現状を「再建」と捉えている世帯については「修繕再建」又は「移住再建」に区分します。

(2) 質問項目 No.1～29【現状（ある・ない・不明）】、【左欄網掛けに該当する人数（1人・複数）】は、あてはまる欄に ○ を記入。

※ 網掛けは、当該質問項目に対してマイナスな回答であることを示しています。

(3) 質問項目 No.30 は、No.1～29 以外に配慮すべき特記事項等を自由記述

A～E の各カテゴリの支援度判断

アセスメント項目は 30 項目あり、それを大きく A～D のカテゴリに分けています。A～D のカテゴリごとに「支援度判断基準」に従い、支援度 0～4 を判断し記入します。

このとき、各カテゴリの判断は、カテゴリに属する項目のみ（他の要素は加味しない。）で判断してください。A～D のカテゴリ以外に配慮すべき事柄があれば E 自由記述に記載し、支援度判断を行います。

総合的な支援度判断

原則として、上記 A～E のカテゴリの支援度で一番高い支援度を記入します。

ただし、生活支援相談員が判断した各カテゴリの支援度が高くても、他機関との連携・調整結果に基づき支援度を低く設定するケースなど、社協単体での判断とは異なる場合があります。この場合、他機関との連携・調整の理由を「E」自由記述欄に記載し、「E」の支援度判断を調整結果と同等に設定した上で、「総合的な支援度判断」には「E」と同じ支援度を記入してください。

支援度判断基準・見守り区分

本アセスメント基準は、生活支援相談員の支援対象者像の標準化を目的としており、得られた結果により、見守り区分の割振りに活用します。

ただし、社会資源（住民の安否確認に従事する職員配置や連携する NPO など）の種類や数が市町村ごとに大きく異なり、生活支援相談員の活動の仕方が異なるため、ここで設定する見守り区分によって生活支援相談員による訪問回数を規定するものではありません。訪問回数は、市町村社協ごとにケースの状況に応じて設定することが必要です。

【支援度判断基準】

○ 支援度 0 : 生活支援相談員による関与は必要ない

A～E の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相談対応、情報提供などをしなくても、支障なく暮らしている状態。

⇒ 「総合的な支援度判断」で「0」の場合、見守り区分は「対象外」

○ 支援度 1 : 生活支援相談員による定期的な関与は不要であるが、引き続き経過の観察は必要である。

A~E の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が定期的に訪問による相談対応、情報提供などをしなくとも概ね支障なく暮らしているが、ついでの訪問や周囲から得られた情報から、大きな変化がないか経過の観察が必要と思われる状態。

⇒ 「総合的な支援度判断」で「1」の場合、見守り区分は「不定期見守り」

○ 支援度 2 : 生活支援相談員が定期的に関与し、変化があるかどうか気に掛ける必要がある。

A~E の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相談、傾聴、情報提供などを定期的に行うことで、現在は落ち着いて暮らしているが、世帯の生活や環境変化などがあるかどうか、気に掛けることが必要と思われる状態。

⇒ 「総合的な支援度判断」で「2」の場合、見守り区分は「通常見守り」

○ 支援度 3 : 生活支援相談員が定期的に関与し、他の支援機関と情報共有を行う必要がある。

A~E の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相談、傾聴、情報提供などを定期的に行うことで、現在は落ち着いて暮らしているが、世帯の生活や環境変化があった時などは、他の支援機関と情報共有することが必要と思われる状態。

⇒ 「総合的な支援度判断」で「3」の場合、見守り区分は「通常見守り」

○ 支援度 4 : 生活支援相談員の観察と他機関のサービス利用・連携により、多機関多職種で関与する必要がある。

A~E の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問活動等により様子を観察するとともに、介護等サービスの利用や他機関との連携のほか、近隣住民にも見守り役を担ってもらうなど、多機関多職種で連携し役割分担・情報共有を行うことが必要な状態。

⇒ 「総合的な支援度判断」で「4」の場合、見守り区分は「重点見守り」

※ アセスメント表に基づき支援終結とした世帯でも、その後の状況変化について民生委員等からの情報により被災者として支援する必要があれば、再度、アセスメント表に基づく判断を行い、支援対象とすることができます。

以下に、各設問のポイントを説明します。

被災者の状態像について着目すべき点を記載していますが、生活支援相談員自らが解決することを求めているものではありません。生活支援相談員の役割は被災者支援であり、被災者のニーズを各支援機関等へ繋げ、他の複数の機関と連携しながら、通常施策で対応できない震災を起因とする生活課題等へ対応することを基本的な活動としましょう。

また、震災の影響による環境変化により人間関係が希薄になっており、つながりの再構築が求められています。ご近所づきあいやお隣同士顔の見える関係づくりのために、生活支援相談員が人と人との橋渡しをする活動を意識しましょう。

A 日常生活と心身の健康

1 福祉・医療等サービス利用、公的機関や親族等による支援・関与がある

本人や世帯員が必要としているサービス等の適切な利用や、親族等（友人、知人、近隣住民含む。）が手伝いに来るなどの支援がありますか。または、公的機関や親族等が利用に向けて関わりを持ったりしていますか。

⇒ 日常生活に支障があり利用可能なサービスがあれば、利用を検討したいところです。本人や世帯員が利用に消極的な場合や何らかの理由により利用できない場合もあるので状況を確認します。社協の別な部署に利用可能なサービスがあるか、相談しましょう。

2 日常生活に支障が出るほどのストレスがある

病気や介護、子育て、学校・職場・家庭内の人間関係、地域との関係、経済状況、大切な方の死など、不安やストレスの原因はさまざまです。不眠やイライラ、体調不良など、日常生活に支障が出るほど強いストレスはありますか。

⇒ 誰かに話することで、課題の解決にはならなくても、気持ちが軽くなることもあります。生活支援相談員としては傾聴することができます。ストレスが過大な場合、うつ病を発症することもあるので、必要に応じて保健師を通じて医師やこころのケアセンターに繋ぐことを検討しましょう。

3 清潔感や身だしなみへの配慮がされている

季節や時間・場所・状況（TPO）に合った服装、髪形や爪の手入れ、肌の状態、体臭など、身だしなみが整い、清潔感がありますか。

⇒ 認知症などにより、状況に合った服装や清潔を保つことができない場合があります。また、何らかの事情により自分自身に关心を向けず、健康を保つために必要なことをする意欲を失っている心理状態のこともありますので、注意して観察しましょう。

4 家の内外の汚れや乱雑さ、異臭がある

部屋の中や家の周りは、掃除や整理整頓がされていますか。ゴミをためていたり、異臭がしたりはしませんか。

⇒ 生活意欲の衰えや認知症などにより、掃除をしなかったりゴミをためたり、整理整頓ができないくなる場合もありますし、単純にゴミの分別方法や指定日が分からぬだけという場合もあるかもしれません。どんなものが散らかっているのかも観察ポイントです。タバコやストーブの上の洗濯物など、火災予防にも配慮は必要ですが、生活支援相談員本人の価値観の押し付けにならないよう気をつけましょう。

5 アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である

訪問する時間帯を変えてもお酒の臭いがすることが多い、酔っ払ってろれつが回っていないことが多い、飲んでばかりで食事をとっていない、場所をわきまえず飲酒する、飲み過ぎで周囲とトラブルになる、などはありませんか。

⇒ 生活サイクルによって飲酒する時間に人それぞれ違いはありますが、アルコール摂取の量・時間・場所が適切でない場合、依存症を発症することがあります。時間を持て余していることもあれば精神的な辛さからお酒に向かうこともありますので、観察や注意喚起が必要です。度が過ぎる場合、保健師に繋ぐことを検討しましょう。

6 気分の落ち込みや疲労感、生活意欲の衰えがある

会話の内容、声の調子、表情、動作、家の中の様子から、落ち込んでいる雰囲気や疲れた様子などを感じますか。また、投げやりになったりせず、今までと同じような生活（家事や外出など）を送ろうとする気持ちが感じられますか。

⇒ 気分の落ち込みが激しいと、疲労感など身体症状にも表れるようになります。普段やっていることをしなくなったなど、いつもと違う様子がないか、注意深く観察しましょう。また、長く続くと病気を発症があるので、傾聴のほか、必要に応じて保健師に情報提供しましょう。

7 身体的・精神的な理由により引きこもりや閉じこもりがある

本人や世帯員の中に、周囲との関わりを拒み、部屋に閉じこもっている人はいませんか。例えば、子どもが引きこもっていて困っている親はいませんか。

⇒ 精神的な不調により人との接触を拒む方、いわゆる「ニート」のほか、足腰が不自由になって外出できず閉じこもりがちになる高齢者もいます。若い方の場合、自ら就労せず親の年金に頼った生活になっていると、いずれ生活が立ち行かなくなる恐れがあるので、生活困窮者自立支援事業や医療、多機関と連携したアプローチを検討しましょう。

8 世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある

世帯員間で喧嘩のほか、誰かの威圧的な態度に縮こまったり、怖くて自分の意見が言

えなかつたり、機嫌を損ねないように自分の行動を制限したりという状況はありませんか。また、周囲の人に話せない「実は…」というような家族の悩みはありませんか。

⇒ 家庭内での人間関係は、心身の健康や日常生活に大きく影響を与えます。家庭内暴力やDV、虐待などに発展する場合には、安全の確保に配慮しながら専門機関へ繋ぐ等の支援が必要となります。その原因が精神の不調や認知症による変化の可能性もあります。家族がいる、いないにより態度が変わるときなど、よく観察しましょう。

9 行政情報の理解や手続ができる

広報や行政から送付される文書を読むことができますか。読んで、内容を理解し、手続が必要かどうかを判断し、手続を実行することができますか。

⇒ 住宅再建に関わる書類など大事な行政文書もあります。また、各種制度のお知らせなど、日常生活に影響する文書もあるので、郵便物の管理も含め配慮する必要があります。視力が低下して読めない、字が書けない、内容が難しくて分からぬ、行政への拒否感があるなど様々な理由が考えられますが、必要な手続を行えるよう支援しましょう。

B 生計の維持

10 就労収入がある

11 就労以外の収入（年金、不動産収入、遺産等）がある

金額の多い少ないは問わず、収入がありますか。

⇒ 年金には、老齢年金のほか障がい年金も含まれますが、障がいを持たない若い世代では年金収入がなくて当然です。生計維持のためには何かしらの収入のあることが大前提なので、聞きづらいことかもしれません、どうやって生計を維持しているか、関心を持ちましょう。

12 生活保護や親族による金銭的支援がある

上記項目 No.10・11 の収入が不十分な場合、金額の多い少ないは問わず、現金支給のほか医療扶助や介護扶助など現金を伴わない生活保護は受けていませんか。子どもや親族からお小遣いなどもらっていますか。

⇒ ここでは、生活保護制度の各種扶助や親族等からのお金の援助を金銭的支援と捉えることとします。被災者向けの医療費の減免制度など、一定の基準で一律に対象となるものや、お米の差し入れなどの現物は金銭的支援の対象外とします。収入の不足分を補う手立てがあるかを確認しましょう。

13 生活費の不安の訴えがある、または、家計管理ができない

食費や光熱水費のほか、子どもにかかるお金、介護や医療にかかるお金などの支払について不安の声が聞かれますか。

また、本人が経済的な不安を感じていない場合でも、生活支援相談員から客観的に見て、家計のやりくりができていますか。

⇒ 生活費の不安の原因には、収入が少ないのか、支出が多いのか、金銭管理ができていないのか、借金の返済に追われているのか、さまざまな要因があります。生活費の不安があると必要な医療受診や介護サービスの利用を控えることもあります。解決策は、収入を増やす、弁当購入を控え自分でご飯を炊いて節約する、通信費を減らす、就学援助を受ける、貸付を利用するなど各ケースに応じて様々です。また、今、なんとか維持していても将来的に破たんの可能性のある家計もあり、長期的な視点も求められます。さらに、本人が生活費のやりくりについて不安を感じていない場合や、苦手さを自覚していない場合もあります。

専門的な知識も求められるので、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業など、社協の他部署や行政等他の支援機関と連携することが必要です。生活福祉資金の償還（返済）についても、担当者と協力しましょう。また、経済的な不安は自殺の原因にもなりますので、お金に関することは注意深く情報を集めておくことが必要です。

県の被災者相談支援センターでは、くらしとお金に関する幅広い知識を持つ専門家（FP：ファイナンシャル・プランナー）による無料相談も行っているので、必要に応じて情報提供しましょう。

C 社会的な関わりの維持

14 近隣住民との関わりがある

ご近所さんとあいさつを交わすなど、近くに住んでいる方との接点はありますか。

⇒ 仕事を辞めるなど高齢になるにつれて活動範囲や社会との接点が小さくなるため、ご近所との関わり度合いが生活の豊かさに大きく影響します。いざという時に、助けてもらったり異変に気付いたりするのも周囲との関わり度合いによります。孤立はうつ病の発症や自殺の原因にもなりますので、生活支援相談員としては、住民同士のつながりが持てるよう意識して活動しましょう。

15 1～2週間の間に定期的な通い先（勤務先、病院、サロン、趣味活動、デイサービス利用等）がある

1～2週間程度の中で定期的に外出する先がありますか。

⇒ 仕事、通院、ラジオ体操、ご近所の集まり、介護サービス利用、友人・知人宅など場所や目的はさまざまです。外出先がないのか、足が不自由で出歩けないのか、その理由もさまざまですが、閉じこもりは孤立の心配があるほか、活動量の減少によって廃用症候群などの発症にもつながります。外出の機会が作れるよう支援しましょう。

16 買い物や通院等の移動手段がある

買い物や通院するための移動手段（徒歩、自転車、バイク、自家用車、バス等）はありますか。同居親族に頼るしかなく、自由に外出できないというような状況にはありませんか。

⇒ 自由に移動できる方法がないことは、生活に不便さを感じるとともに閉じこも

りになり、周囲との接点がなくなって孤立することが心配されます。移動手段がない場合、利用できるサービス等について検討しましょう。

なお、本項目は、社会的な関わりに着目し“物理的な移動手段”的自由を問うものであり、精神的・身体的な理由によって外出が難しい場合には、「No.7 身体的・精神的な理由により引きこもりや閉じこもりがある」で捕捉します。

17 1～2週間の間に定期的な訪問や交流がある（別世帯の親族、友人・知人）

18 1～2週間の間に定期的な訪問や交流がある（民生委員・ケアマネ・公的機関の支援者等）

1～2週間の間に、同居人以外の人と交流がありますか。それは、別に住んでいる子どもや親せき、友人・知人、趣味の仲間、ご近所の方ですか。民生委員や介護支援専門員、行政職員などですか。

⇒ 孤立を防ぐために他者との関わりのあることが重要です。介護事業者等を含め公的機関はサービスの利用や利用相談など業務としての接点が生まれますが、関わりの回数は限定的です。一方、個人的なつながりである親族や友人・知人、ご近所の方との交流は個人的な財産であり、関わりの頻度が多くなることも期待できます。特に、いざという時、身近にいるご近所の方が小さな異変に気づいてくれることがありますので、近隣の方とのつながりを持てるよう意識して活動しましょう。

19 生活上の相談事を話せる相手がいる、又は相談先を把握している

生活支援相談員以外に、心配事など気軽に相談できる相手がいますか。または、どんな相談をどこにすればいいか、理解していますか。

⇒ 一人で悩みを抱え込まないためには、信頼を寄せて相談できる相手が必要です。例え、今、困りごとがなくても、困りごとを抱えたときの相談先を知っていることは安心感につながります。生活支援相談員がいなくても、一人で抱え込まずに相談できるようになることを目指しましょう。

20 困った時に助けてくれる人（別世帯の親族、友人・知人）がいる

21 困った時に助けてくれる人（民生委員・ケアマネ・公的機関の支援者等）がいる

緊急事態など「困った!!」というときに助けてくれる人はいますか。それは、別に住んでいる子どもや親せき、友人・知人、趣味の仲間、ご近所の方ですか。民生委員や介護支援専門員、行政職員などですか。

⇒ 緊急事態の時にかけつけてもらい対応をお願いできる人はいるでしょうか。どんなに相談相手になっていたとしても、介護事業者を含め公的機関は夜間や土日の対応ができない場合も多いため、個人的なつながりを持てるよう近隣住民との接点を探しながら関わりましょう。

22 行政や民生委員等、支援制度活用への不満や拒否感がある

行政サービスの利用や生活保護の受給、介護保険サービス等の利用について、その対

応への不満や拒否感がありますか。

⇒ 過去の不快な経験や役所の世話にはなりたくないという思いなど、さまざまな理由でサービスの利用を拒む場合があります。無理やり利用させることはできないので、必要なサービスや各種支援制度を使うためには、不満や拒否感を傾聴により和らげながら、本人が納得することができるよう支援しましょう。

23 行政や支援者等関係者に対する不信や怒りがある

行政や地域包括支援センター、介護保険事業者、社会福祉協議会など、支援者となる人に対して、不信感や怒りを感じていますか。

⇒ 過去の不快な経験などから特定の人や特定の機関に対して不信感を持ったり、怒りの感情を持ち続けたりしている場合があります。他の受入れの良い機関を窓口として関係機関で情報共有することや、傾聴や関わりを続けていく中でその感情を解きほぐしていくことなど、工夫して関わりましょう。

24 生活支援相談員訪問時に面会ができる

生活支援相談員が訪問したときに、面会できますか。

⇒ 就労など会えない理由がはっきりしていれば安心ですが、理由もなく会えない場合には、精神の不調なのか、周囲との関わりを拒否しているのか、一人で悩みを抱えて困っているのか、孤立していないか、死亡していないか、などあらゆる可能性があり心配な状況です。仕事を辞めていることもありますので、会えないことが長期間となる場合、孤立の見落としとならないよう、時間を変えた訪問やライフラインのメーターチェックなど生活感を観察し、他機関との連携や住民からの情報などを駆使して状況把握に努めましょう。

D 震災に起因するストレス等

25 震災で大切な人を亡くした大きな悲しみ、喪失感がある

震災で家族や友人など関わりの深い方を亡くしていませんか。その悲しみや喪失感は少しずつ受け入れたり、消化したりして、うまく付き合えていますか。

⇒ 誰かに話すことで少しずつ気持ちが整理できる場合があり、生活支援相談員としては傾聴することができます。ただし、喪失感などが大きい場合は口に出すこともできないこともあるので、無理に話させることは控えましょう。うつ病を発症することもあるので、必要に応じて保健師を通じて医師やこころのケアセンターに繋ぐことを検討しましょう。

26 仮設住宅の集約の予定がある、又は転居先・再建先が未定である

今住んでいる仮設住宅が集約される予定がありますか。仮設住宅やみなし仮設住宅の供与終了を控え、その後の転居先・再建先（新築、中古住宅購入、民間賃貸住宅へ入居、災害公営住宅へ入居など）は決まっていますか。

⇒ 望まない引越しが予定されていることや終の棲家が決まっていないことは、お金のやりくりや新しい人間関係を作ることへの不安、早く決めなければいけない

という焦燥感、引越しの段取りや手續などこまごまとした判断の連続、人生を左右する大きな決断など、相当なストレスとなることが考えられます。

その不安などを傾聴したり、迷う気持ちに寄り添う支援を行いましょう。

27 住環境の変化や近隣住民との新たな関係づくりの不安やストレスがある

仮設住宅の集約、災害公営住宅への入居、住宅の再建など自分自身の住環境の変化にうまく対応できていますか。また、自分や周辺住民の移動による変化で、近隣住民との新たな人間関係をつくるに当たり、不安やストレスなどがありますか。

⇒ 多くの住民が集合住宅での暮らしや高台移転などは初めての経験です。玄関の扉が重い、エレベーターが遠い、階段を使って階下に降りられない、周囲の生活音が聞こえず孤独感が増すなど住環境の変化で外出の機会が減って閉じこもりがちになったり、ストレスを感じたりすることがあります。

また、住まいの移動で、顔見知りが一変し新たな人間関係をゼロから作り直すことは相当のエネルギーを費やすことです。せっかくうまくいったと思っても、お互いを知らない分、ちょっとした行き違いで関係が壊れることもありますので、生活支援相談員は傾聴によって気分を和らげたり、住民同士が繋がるきっかけを作ったりする活動を心がけましょう。状況に応じて、コミュニティづくりに関わっている支援者同士で情報共有することも検討しましょう。

28 震災で失った住宅や車のローンが残っている

⇒ 経済的負担のほか、手元にないもののローンを支払い続ける心理的負担もあります。自宅を再建した場合には、二重ローンとなり経済的負担は大きくなります。震災前のローンが生活再建の支障となる場合には、「被災ローン減免制度（※）」について情報提供しましょう。

※ 「被災ローン減免制度」とは、破産手続などの法的な手続によらずに一定の要件の下、震災前に借り入れた債務の減免を受けることができる制度です（正式名称：個人債務者の私的整理に関するガイドライン）。

29 再建した住宅のローン、家賃や共益費等の滞納や支払不安がある

新築や中古住宅購入によって再建した住宅のローンや、災害公営住宅・民間賃貸住宅等の家賃・共益費・自治会費等について、滞納や支払不安はありますか。

⇒ 震災がなければ発生しなかった経費です。災害公営住宅の家賃は、上限はあるものの年数の経過とともに値上がりする仕組みであり、扶養している子どもの独立などで収入額が変わらなくても家賃算出に当たり収入として認定される額が増える（※）ことにより家賃が高くなる場合もあります（※親族控除等がなくなることによる）。ローンや家賃の支払は経済的にも心理的にも負担となりますので、生活困窮に陥ったり、自殺の原因となったりしないよう、注意深く観察しましょう。また、家計の見直し等により状況が改善する可能性もあるため、項目No.13と同様、ファイナンシャル・プランナーによる無料相談について情報提供しましょう。

なお、個人の考え方により、共益費や自治会費を支払わない場合もあるかもしれません、周囲からの孤立を生まないよう様子をみましょう。

E 上記以外に生活支援相談員による支援が必要な事項または関係機関との調整により支援が必要な理由等（自由記述）

30 . . .

上記 A～D のカテゴリ以外に配慮すべき事柄や、他の関係機関と見守り区分の調整を行っている場合に、その影響で生活支援相談員業務における支援度判断を上げたり下げたりする必要があるなど、上記でカバーしきれないことを記述し、支援度を判断します。

⇒ A～D の支援度が低い場合、ここに記述した課題が解決すれば支援終了とすることができます。

また、孤立や自殺念慮（死にたい、消えたい、いなくなりたい、生きている意味がない、まだお迎えが来ない、死んだら〇〇に会えるかしらなど、死を思い起こさせる発言）など心配されることも記載し、注意を払いましょう。

7 生活支援相談員活動実績報告様式

生活支援相談員活動状況実績報告書

【市町村名: 】

平成

年

月分

1 生活支援相談員配置数

	専任職員数	兼務職員数	合計数
相談員①			0
相談員②			0
合計	0	0	0

2 市町村人口

--

3 対象世帯数

	重点見守り	通常見守り	不定期見守り	不明・その他	合計	うち65歳以上高齢者世帯
仮設					0	
みなし仮設					0	
災害公営住宅					0	
修繕・再建					0	
移住・再建					0	
その他					0	
住宅等被災無					0	
計	0	0	0	0	0	0

4 支援実施回数

項目 住居別	訪問				電話				来所				支援 合回数	
	見 守 り	相 談	そ の 他	小 計	見 守 り	相 談	そ の 他	小 計	見 守 り	相 談	そ の 他	小 計	実 人 数	
仮設				0					0				0	0
みなし仮設				0					0				0	0
災害公営住宅				0					0				0	0
修繕・再建				0					0				0	0
移住・再建				0					0				0	0
その他				0					0				0	0
住宅等被災無				0					0				0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5(1) 「相談」への対応

	生活支援相談員のみで対応					つなぎ支援								実 人 数	
	具体的支援 ※9		傾 聴	情 報 提 供	そ の 他 ※10	業 ※ 社 協 内 部 事	他機関等								
	回 数	実 人 数					回 数	実 人 数	行政	保健 師	地 域 包 括	委 員 生 児 童	業 介 護 等 事	団 体 N P O 等	員 仮 設 支 援
計															

5(2) 「社協内部事業へのつなぎ」の内訳

生活困窮者自立相談 支援事業		日常生活自立 支援事業		生活福祉資金 貸付事業		ボランティア その他事業	
-------------------	--	----------------	--	----------------	--	-----------------	--

6(1) 相談を受けた内容又は相談員が課題を感じて話題にした内容

	健康・保健医療	家族	住居	介護	就労	法律・制度	地域活動	日常生活※	社会的関わり※	お金※	精神状態※	その他	計
件数													0

6(2) 着目すべき相談又は課題の内訳

(1)日常生活

清潔感・片付け	
アルコール過剰摂取	
行政情報の理解や手続	
移動手段	

(2)社会的関わり

引きこもり・閉じこもり	
周囲の相談相手	
近隣との関係	
通い先・居場所	

(3)お金

収入がない・少ない	
借金・過重債務	
ローン・家賃	
家計管理・やりくり	

(4)精神状態

生活変化によるストレス	
生活意欲の衰え・自殺念慮	
支援者への不信や怒り・支援拒否	
大切な方を失った喪失感	

7 地域住民相互の交流促進等を図るための取組

サロン活動			自治会活動支援			支え合いマップ活動		
回数	参加人数	相談員数	回数	参加人数	相談員数	回数	参加人数	相談員数
その他(住民向け研修・イベント等)			災害公営住宅と地域の交流					
回数	参加人数	相談員数	回数	参加人数	相談員数			

8 その他の活動状況

連絡調整		外部との連絡会議		研修	
------	--	----------	--	----	--

9 生活支援相談員が行った具体的な支援実施の内容

10 相談内容や課題の変化、特徴的な活動、特記事項など

8 生活支援相談員活動実績報告記入要領

生活支援相談員活動実績報告書 記入要領

平成 30 年 1 月 30 日現在

～記入に当たって～

生活支援相談員活動実績報告書は、県及び県を通じて国（復興庁、厚労省）に被災地（者）の状況を伝える基礎情報です。報告書は、国・県の施策、とりわけ予算編成に重要な影響を与えるので、各市町村の実態を踏まえた正確な情報の提供をお願いいたします。記入に当たっては、この要領及び分類の整理、記載例集を参考にしてください。

【作成基準日】 毎月末日

【提出期限】 翌月 15 日 メール又は FAX

【提出先】 岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部（担当：川崎舞美）

E-mail m-kawasaki@iwate-shakyo.or.jp

FAX 019-637-7592（添書不要）

1 生活支援相談員配置数（月末時点で配置済みの生活支援相談員の実人数）

東日本大震災被災者生活支援事業によって人件費が支払われている職員

（1）相談員数

① 主に、住民宅への訪問・地域支援活動等の業務及びその業務の統括や業務の調整を担う生活支援相談員の数

② 主に、ボランティア活動コーディネートや相談業務の事務を担う生活支援相談員の数

（2）専任職員数

生活支援相談員業務が専任である職員数（人件費全額がこの事業の委託費から支出されている職員数）

（3）兼務職員数

他の業務と生活支援相談員業務を兼務している職員数（人件費を他の業務と按分している職員数）

2 市町村人口

毎月 1 日現在の市町村の人口（被災していない地区を含む）

3 対象世帯数

生活支援相談員活動として、訪問や相談対応の対象としている世帯数

＜居住形態区分＞

（1）仮設

仮設住宅入居中の世帯

（2）みなし仮設

県が借り上げ供与している住宅に入居している世帯

（3）災害公営住宅

災害公営住宅入居中の世帯

(4) 修繕・再建

被災した住宅を修繕し継続して居住している世帯又は震災前に居住していた地区と同じ地区内に新築や中古住宅の購入等により再建している世帯

(5) 移住・再建

震災前に居住していた地区とは違う地区に新築や中古住宅の購入等により自宅を再建している世帯

(6) その他

県の借上げによらず賃貸住宅に入居中の世帯、親族宅に身を寄せている世帯、施設等入所など、住宅の被災があるが、上記(1)~(5)に該当しない世帯

※県の借上げによらず賃貸住宅に入居中の世帯のうち、今後自宅新築・購入の検討や災害公営住宅入居を予定せず、現状を「再建」と捉えている世帯については「修繕再建」又は「移住再建」に区分する

(7) 住宅等被災無

直接的な住宅被災がないが、震災により何らかの影響を受けた世帯

<見守り区分>

(8) 重点見守り

アセスメント基準に準ずる

(9) 通常見守り

アセスメント基準に準ずる

(10) 不定期見守り

アセスメント基準に準ずる

(11) 不明・その他

訪問しても不在で見守り区分の判断ができない世帯や上記(8)~(10)に該当しない世帯

※ 見守り頻度の設定は、各社協の判断によります。

(12) うち 65 歳以上高齢者世帯数

世帯の構成員のうち、1人でも 65 歳以上の高齢者がいる世帯（日頃の会話や見かけからの判断でかまいません。）

4 支援実施回数

訪問、電話又は来所の手段により対象世帯の住民一人ひとりと関わった延べ回数及び実人数

<支援手段>

(1) 訪問 生活支援相談員が住民宅を訪問した場合

(2) 電話 生活支援相談員が架電又は受電した場合及びメールで対応した場合

(3) 来所 住民が、生活支援相談員がいる場所（サロン等を含む）に来所した場合

＜支援内容＞

(1) 見守り

定期訪問、様子伺い、ついでにちょっと立ち寄る又はサロン等での見守り支援の延べ回数

(2) 相談

相談や傾聴により支援した延べ回数

(3) その他

訪問・架電の不在、定期的な一斉訪問、チラシや案内文書などのポスティング又は上記(1)～(2)に該当しない支援の延べ回数

(4) 実人数

上記(1)～(3)の支援をした実人数

＜支援回数合計＞

住居別の「訪問」「電話」「来所」各小計の合計

5 (1) 「相談」への対応

項目4「支援実施回数」で計上した「相談」及び関係者から持ち込まれた「相談」への対応内容

＜生活支援相談員のみで対応＞

(1) 具体的支援 ※実施内容の詳細は、項目9に記載してください。

① 回数：電球交換、掃除、ゴミ出し、書類の作成方法を教えるなど

② 実人数：具体的支援を行った実人数

(2) 傾聴

(3) 情報提供

(4) その他

① 回数：上記(1)～(3)に該当しない内容

② 実人数：その他の支援を行った実人数

＜社協内部事業へのつなぎ＞

(5) 社協内部事業（生活困窮者自立相談支援事業・日常生活自立支援事業・生活福祉資金貸付事業等）につないだ、連携した延べ件数

※介護保険（ケアマネ）・障がい系サービスへのつなぎや連携は、社協内部事業であっても「介護等事業者」に計上すること。

※内訳を5(2)に記載すること。

＜他機関等へのつなぎ＞

(6) 行政

行政へつないだ、連携した延べ件数（保健師・地域包括は含みません）

(7) 保健師

行政の保健師へつないだ、連携した延べ件数

(8) 地域包括

地域包括支援センターやブランチへつないだ、連携した延べ件数

(9) 民生児童委員

民生児童委員又は主任児童委員へつないだ、連携した延べ件数

(10) 介護等事業者

介護保険や障がい系サービス事業者、ケアマネ等へつないだ、連携した延べ件数

※社協事業を含む

(11) NPO 等団体

NPO やボランティア団体など各種支援団体へつないだ、連携した延べ件数

(12) 仮設支援員

仮設住宅団地に常駐又は巡回により、住民の安否確認や集会所・談話室の管理、サロン支援等を業務として配置されている職員又は当該職員所属組織へつないだ、連携した延べ件数

(13) その他

(14) 実人数

上記(5)～(13)へつないだ実人数

5 (2) 「社協内部事業へのつなぎ」の内訳

項目 5 「社協内部事業へのつなぎ」件数の内訳

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

(2) 日常生活自立支援事業

(3) 生活福祉資金貸付事業

(4) ボランティアセンター事業・その他の事業

6 (1) 相談を受けた内容又は相談員が課題を感じて話題にした内容

※項目「日常生活」「社会的関わり」「お金」「精神状態」について、生活支援相談員が着目すべき事項が該当した場合、6 (2) に計上すること。

(1) 健康・保健医療

心身の疾病、障がい、病気の予防又は薬に関することなど

(2) 家族

結婚、離婚、子育て又は夫婦・嫁姑・親子関係に関することなど

(3) 住居

仮設住宅や災害公営住宅等の不具合又は住宅再建に関することなど

(4) 介護

介護保険制度や制度外の介護サービス、在宅介護に関することなど

(5) 就労

就職、雇用、失業、給料等に関することなど

(6) 法律・制度

各種被災者救済制度や法律問題に関することなど

(7) 地域活動

サロンや自治会活動、支え合いマップ活動など地域の活動に関するこ

(8) 日常生活※

日常生活に関するこ全般

(9) 社会的関わり※

近隣との人間関係、家族以外との交流等に関するこなど

(10) お 金※

世帯収入や生活費等、家計に関するこ又は被災者生活再建支援金に関するこ

(11) 精神状態※

ストレスや喪失感、支援拒否など心の状態に関するこ

(12) その他

上記(1)～(11)に該当しない項目

6 (2) 着目すべき相談又は課題の内訳

上記内容のうち、下記事項（相談員が着目すべき事項）の相談数又は相談員が課題を感じる対象者数。同世帯内での複数カウント可

※上記 6 (1) の件数と数が一致すべきものではありません。

(1) 日常生活

① 清潔感・片付け

季節やT P Oに合わない服装・身体の不衛生、部屋や家の周りの整理整頓など

② アルコール過剰摂取

アルコールの過剰な摂取の疑い・飲酒によるトラブルなど

③ 行政情報の理解や手続

広報や公的文書の理解が難しい・手続ができないなど

④ 移動手段

買い物や通院の移動手段（自転車、バイク、自家用車）がない、不便など

(2) 社会的関わり

① 引きこもり・閉じこもり

他者との関わりが苦手で、部屋に閉じこもりがち・外出しない人や家族のことなど

② 周囲の相談相手

心配事を気軽に話せる相手がおらず悩みを抱え込んでいるなど

③ 近隣との関係

近隣住民とのトラブルを抱えている・被害妄想があるなど

④ 通い先・居場所

定期的な通い先（勤務先・サロンなど）がない・居場所がないなど

上記①～④以外の社会的関わりに関するこ

(3) お金

① 収入がない・少ない

就労や年金による収入がない（少ない）こと

② **借金・過重債務**

返済の難しい借金を抱えている・借金に関する悩みがあるなど

③ **ローン・家賃**

住宅や車のローン、家賃支払いに関すること。

④ **家計管理・やりくり**

収入に見合った支出のやりくりができないなど、家計に関すること。

(4) 精神状態

① **生活変化によるストレス**

日常生活に支障をきたすほどストレスを感じている人や家族のこと。

② **生活意欲の衰え・自殺念慮**

「もうどうでもいい」「死にたい」「消えたい」「いなくなりたい」などの言葉が聞かれる人や家族のこと。

③ **支援者への不信や怒り・支援拒否**

行政や公的サービス、支援者に対する不信感等から支援拒否がある場合など

④ **大切な方を失った喪失感**

家族・友人・知人等大切な人を失った悲しみに関すること。

7 地域住民相互の交流促進等を図るための取組

(1) サロン活動

① **回数**

主催かどうかを問わず、生活支援相談員が参加したサロン等の回数

② **参加人数**

上記(1)①に参集した住民の延べ人数

③ **相談員数**

上記(1)①に携わった生活支援相談員の延べ人数

(2) 自治会活動支援

① **回数**

主催かどうかを問わず、生活支援相談員が行った地区自治会（災害公営住宅自治会・既存地域自治会等）への支援回数。設立に向けての打合せ・準備委員会・設立総会・設立後の役員会等、自治会活動全般に関する支援回数

② **参加人数**

上記(2)①に参集した住民の延べ人数

③ **相談員数**

上記(2)①に携わった生活支援相談員の延べ人数

(3) 支え合いマップ活動

① **回数**

主催かどうかを問わず、生活支援相談員がアウトリーチし地域住民の参加を得てマップ作成に取り組んだ延べ回数。マップ作成の準備や関係者との打合せの回数を含む。

② 参加人数

上記(3)①に参集した住民の延べ人数

③ 相談員数

上記(3)①に携わった生活支援相談員の延べ人数

(4) その他

① 回数

上記(1)～(3)以外の地域住民相互の交流促進を目的とした支援回数（住民向けの研修やイベントの実施など）

② 参加人数

上記(4)①に参集した住民の延べ人数

③ 相談員数

上記(4)①に携わった生活支援相談員の延べ人数

(5) 災害公営住宅と地域の交流

① 回数

上記(1)～(4)のうち、災害公営住宅の住民と地域住民が交流したサロンやイベント、支え合いマップ作成等の回数。開催場所は、災害公営住宅の内外を問いません。

② 参加人数

上記(5)①に参集した住民の延べ人数

③ 相談員数

上記(5)①に携わった生活支援相談員の延べ人数

8 他の活動状況

(1) 連絡調整

生活支援相談員が社協内部署や外部関係機関の支援者等と連絡調整した回数（連絡会議等は含まない）、支え合いマップ作成に係る住民との電話連絡回数、物資配布やボランティア活動の調整等の回数

(2) 外部との連絡会議

主催かどうかを問わず、参加した会議や民協定例会等に参加した回数

(3) 研修

内部・外部問わず、参加した研修会や事例検討会等の回数

9 生活支援相談員が行った具体的支援実施の内容

生活支援相談員の業務（傾聴・情報提供・関係機関への繋ぎ等）のほかに行った、直接的支援を記載します。

※片付、掃除、電球交換、付添、ゴミ出し、代読・代筆、記入方法を教えるなど
個別に依頼された関係機関への問合せは「情報提供」に含みます。

10 相談内容や課題の変化、特徴的な活動、特記事項など

特徴的なケースや住民の相談内容の変化、相談対応の中で気になっていること、新しい試みや成功事例などを記載します。

事例を記載する際は、①住居状況／②年代／③性別／④世帯状況 をわかる範囲で記載し、具体的な事例を簡潔に記載してください。

- 仮設住宅／60代／男性／息子と2人世帯
再建先が決まらず不安を訴える。息子からDVが疑われるため重点世帯へ見直し
- 支え合いマップ作成（A市B地区）
マップ作成により、独居高齢者世帯の見守りが課題にあがった。同アパートの同階居住の住民による「サロン参加の声掛け」を実施することとなった。